



発行 新潟県

第9号

平成31年2月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

2 県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

告 示

- 82 許可をすべき皆伐面積の限度(治山課)
- 83 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 84 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 85 土地改良区の合併認可(農地計画課)
- 86 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 87 公共測量の終了通知(監理課)
- 88 公共測量の終了通知(監理課)
- 89 公共測量の終了通知(監理課)
- 90 公共測量の終了通知(監理課)
- 91 公共測量の終了通知(監理課)
- 92 基本測量の終了通知(監理課)
- 93 道路の区域変更(道路管理課)
- 94 道路の供用開始(道路管理課)
- 95 道路の区域変更(道路管理課)
- 96 道路の供用開始(道路管理課)
- 97 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正(出納局管理課)
- 98 政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正(出納局管理課)
- 99 新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正(出納局管理課)

公 告

平成30年度行政書士試験の合格者(市町村課)

病院局告示

1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

企業局管理規程

1 新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

選挙管理委員会告示

14 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)

雑 報

一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

規 則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 <u>特例政令第2条第3号</u> に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 <u>特例政令第2条第4号</u> に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第6号</u> に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略)	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 <u>特例政令第2条第2号</u> に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 <u>特例政令第2条第3号</u> に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 <u>特例政令第2条第5号</u> に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第82号

平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	190.96
〃	土砂流出防備 〃	200.16
三面川	水源かん養 〃	697.50
〃	土砂流出防備 〃	190.62
村上市(旧村上市)	干害防備 〃	0.94
〃	保健 〃	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備 〃	3.46
〃	保健 〃	9.80
荒川	水源かん養 〃	302.34
〃	土砂流出防備 〃	46.40
関川村	干害防備 〃	0.40
阿賀野川	水源かん養 〃	1118.56
〃	土砂流出防備 〃	585.92
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備 〃	0.24
〃	保健 〃	9.00

阿賀町(旧上川村)	干 害 防 備	〃	0.36
阿賀町(旧三川村)	干 害 防 備	〃	0.38
胎 内 川	水 源 かん養	〃	87.07
〃	土砂流出防備	〃	74.36
胎内市(旧中条町)	飛 砂 防 備	〃	1.62
〃(旧黒川村)	干 害 防 備	〃	0.12
加 治 川	水 源 かん養	〃	350.02
〃	土砂流出防備	〃	126.70
新発田市(旧新発田市)	干 害 防 備	〃	1.04
早 出 川	水 源 かん養	〃	232.00
〃	土砂流出防備	〃	57.00
新潟市(旧新津市)	干 害 防 備	〃	1.20
西 川	水 源 かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	〃	0.98
五十嵐川	水 源 かん養	〃	275.50
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈谷田川	水 源 かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水 源 かん養	〃	39.64
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水 源 かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干 害 防 備	〃	1.12
破 間 川	水 源 かん養	〃	590.58
〃	土砂流出防備	〃	758.49
北ノ又川	水 源 かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚 野 川	水 源 かん養	〃	598.30
魚 野 川	土砂流出防備	〃	951.54
信濃川上流	水 源 かん養	〃	320.31
〃	土砂流出防備	〃	225.59
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水 源 かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越 道 川	水 源 かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干 害 防 備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保 健	〃	2.38
関 川	水 源 かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.32
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水 源 かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54
大 佐 渡	水 源 かん養	〃	535.19
〃	土砂流出防備	〃	336.16

小佐渡	水源かん養	〃	316.38
〃	土砂流出防備	〃	129.30
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第83号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年2月1日

新潟県十日町地域振興局長

1 退任

理事 中魚沼郡津南町大字赤沢3014番地 滝沢 寛

退任年月日 平成31年1月18日

◎新潟県告示第84号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、妙高市の大江口土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年2月1日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 妙高市大字西野谷123番地の1 小林 喜久司

退任年月日 平成30年11月27日

◎新潟県告示第85号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の所在及び名称

阿賀野市学校町3番62号

阿賀野川土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称

阿賀野市山崎48

笹岡土地改良区

3 認可年月日

平成31年2月1日

◎新潟県告示第86号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
田上町	田上町の地籍図及び地籍簿 大字保明新田、千刈新田の各一部
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字藤崎の一部

2 認証年月日

平成31年1月22日

◎新潟県告示第87号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(管内図(白図)作成)
- 2 作業期間 平成30年5月30日から平成30年12月20日まで
- 3 作業地域 村上市

◎新潟県告示第88号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年9月10日から平成31年1月11日まで
- 3 作業地域 糸魚川市浦本

◎新潟県告示第89号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年9月25日から平成31年1月11日まで
- 3 作業地域 糸魚川市親不知

◎新潟県告示第90号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成30年8月1日から平成30年9月21日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第91号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、GNSS水準測量)
- 2 作業期間 平成30年4月3日から平成31年1月18日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村

◎新潟県告示第92号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 平成30年6月1日から平成31年1月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、津南町

◎新潟県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五泉停車場石曾根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市木越字町甲3489番3から	新	4.5~5.7メートル	76.0メートル
同市木越字町甲3486番まで	旧	4.5~4.7メートル	76.0メートル

◎新潟県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 五泉停車場石曾根線
- 2 供用開始の区間
五泉市木越字町甲3489番3から同市木越字町3486番まで
- 3 供用開始の期日 平成31年2月1日

◎新潟県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上路市振停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字市振字荒沢1589番10から	新	5.8~15.1メートル	494.5メートル
同市大字市振字荒沢1541番1まで	旧	4.4~12.4メートル	480.1メートル

◎新潟県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上路市振停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字市振字荒沢1589番10から同市大字市振字荒沢1541番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年2月1日

◎新潟県告示第97号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) (略)</p>

◎新潟県告示第98号

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年6月新潟県告示第1222号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 調達機関の定義</p> <p>調達機関とは、<u>産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う新潟県の機関（地方自治体法に定める知事、委員会その他の機関に置かれる</u></p>	<p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 調達機関の定義</p> <p>調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う新潟県の機関（地方自治体法に定める知事、委員会その他の機関に置かれる</p>

<p>組織のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第2条第1号に規定する部局及び同条第5号に規定する事務所（以下これらを「財務規則の適用を受ける部局等」という。）、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）第2条第1号に規定する局本庁及び同条第2号に規定する事業所（以下、これらを「企業局」という。）、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第6号に規定する局本庁及び同条第7号に規定する施設（以下、これらを「病院局」という。）並びに県が単独で設立する地方独立行政法人とする。</p> <p>(6) 調達機関の長の定義</p> <p>調達機関の長とは、財務規則の適用を受ける部局等にあつては知事、企業局にあつては企業管理者、病院局にあつては病院事業管理者、<u>地方独立行政法人にあつては理事長とする。</u>（以下「知事等」という。）ただし、新潟県財務規則、新潟県企業局財務規程又は新潟県病院局財務規程に基づき、知事等からその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当者又は予算執行職員を調達機関の長とみなす。</p>	<p>組織のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第2条第1号に規定する部局及び同条第5号に規定する事務所（以下これらを「財務規則の適用を受ける部局等」という。）、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）第2条第1号に規定する局本庁及び同条第2号に規定する事業所（以下、これらを「企業局」という。）<u>並びに新潟県病院局財務規程</u>（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第6号に規定する局本庁及び同条第7号に規定する施設（以下、これらを「病院局」という。）とする。</p> <p>(6) 調達機関の長の定義</p> <p>調達機関の長とは、財務規則の適用を受ける部局等にあつては知事、企業局にあつては企業管理者、病院局にあつては病院事業管理者とする。（以下「知事等」という。）ただし、新潟県財務規則、新潟県企業局財務規程又は新潟県病院局財務規程に基づき、知事等からその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合においては、支出負担行為担当者又は予算執行職員を調達機関の長とみなす。</p>
--	--

◎新潟県告示第99号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年1月新潟県告示第210号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(委員会の構成等)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(委員会の構成等)</p>

<p>第2条 (略) 2～4 (略) 5 <u>委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u> <u>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u> <u>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u> <u>(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p>	<p>第2条 (略) 2～4 (略)</p>
--	----------------------------

公 告

行政書士試験の合格者について (公告)

平成30年11月11日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成31年2月1日

新潟県知事 花 角 英 世

受験番号	受験番号
2910005	2910208
2910015	2910212
2910020	2910232
2910026	2910240
2910034	2910251
2910035	2910254
2910044	2910259
2910065	2910261
2910072	2910265
2910074	2910269
2910077	2910288
2910080	2910293
2910084	2910304
2910093	2910332
2910096	2910342
2910119	2910361
2910120	2910364
2910121	2910386
2910127	2910403
2910136	2910409
2910145	2910410
2910146	2910413
2910149	2910427
2910165	2910429
2910169	2910450
2910197	2910491
2910203	2910499
2910206	2910582

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成31年2月1日から実施する。

平成31年2月1日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
新潟県立妙高病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u>	新潟県立妙高病院	内科、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>神経内科</u>
新潟県立中央病院	内科、 <u>循環器内科</u> 、 <u>消化器内科</u> 、 <u>脳神経内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>心臓血管外科</u> 、 <u>小児外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u> 、 <u>救急科</u>	新潟県立中央病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>循環器内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>心臓血管外科</u> 、 <u>小児外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>神経内科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>病理診断科</u> 、 <u>救急科</u>
(略)		(略)	
新潟県立十日町病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u>	新潟県立十日町病院	内科、 <u>神経内科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u>
新潟県立精神医療センター	内科、 <u>精神科</u> 、 <u>児童精神科</u> 、 <u>歯科</u>	新潟県立精神医療センター	内科、 <u>精神科</u> 、 <u>児童精神科</u> 、 <u>神経科</u> 、 <u>歯科</u>
(略)		(略)	
新潟県立津川病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、 <u>心療内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>麻酔科</u>	新潟県立津川病院	内科、 <u>心療内科</u> 、 <u>神経内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>麻酔科</u>
新潟県立吉田病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>脳神経内科</u> 、 <u>人工透析内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>肛門外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳</u>	新潟県立吉田病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>神経内科</u> 、 <u>人工透析内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>肛門外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、

	鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科		リハビリテーション科、放射線科、 <u>精神科</u> 、歯科口腔外科、麻酔科
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、緩和ケア内科、外科、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>頭頸部外科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線診断科</u> 、 <u>放射線治療科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u>	新潟県立がんセンター新潟病院	内科、 <u>神経内科</u> 、緩和ケア内科、 <u>小児科</u> 、外科、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>頭頸部外科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線診断科</u> 、 <u>放射線治療科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u>
新潟県立新発田病院	内科、 <u>循環器内科</u> 、 <u>脳神経内科</u> 、外科、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>心臓血管外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u> 、 <u>救急科</u>	新潟県立新発田病院	内科、 <u>循環器内科</u> 、外科、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>心臓血管外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>精神科</u> 、 <u>神経内科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>病理診断科</u> 、 <u>救急科</u>
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、外科、 <u>整形外科</u> 、 <u>小児科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>	新潟県立坂町病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>神経内科</u> 、外科、 <u>小児科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、 <u>産婦人科</u> 、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻いんこう科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>歯科</u>

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、臨床検査システム一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年2月1日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
臨床検査システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年6月28日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
- (4) 納入場所
新潟県立加茂病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成31年2月8日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年2月15日(金)午後1時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月1日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第4号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規程は、特定調達契約に関する事務について適用する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規程は、特定調達契約に関する事務について適用する。<u>ただし、電気事業に係る調達契約については適用しない。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、加茂市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成31年2月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
北コミュニティセンター	加茂市赤谷21番14号	大広間	132.50	平成31年1月10日

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学無線LANアクセスポイント等更新工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年 2月 1日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県立大学無線LANアクセスポイント等更新工事

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 工事期間

契約締結の日から平成31年 3月25日（月）まで

(4) 工事実施場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

平成31年 2月 1日（金）から平成31年 2月12日（火）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問合せ先

新潟県立大学情報基盤センター（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年 2月18日（月）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学 1号館 A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県内に主たる営業所を有していること。

(3) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）に基づく入札参加資格の審査を受け、電気通信工事に関し、平成30・31年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限

平成31年 2月 1日（金）から平成31年 2月14日（木）午後5時15分まで

イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学情報基盤センター

ウ 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

平成31年2月15日（金）午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申し立てがあつたときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。